

保管用

松商学園高等学校

保健部

治癒証明書(インフルエンザ以外の感染症)について

もし、インフルエンザ以外の感染症に罹った際にこの用紙をご使用ください。H.P からダウンロードできます。

注意 インフルエンザの場合は、この用紙ではなく治癒報告書(保護者が記入するもの)が必要となります。

保護者 殿

感染症に罹った際には、病気を悪化させないため及び、ほかの生徒に感染させないため、学校保健法の規定により出席停止を指示します。

感染症に罹ったら、病院を受診し治療してください。インフルエンザ以外の感染症については、出席停止の期間は医師の指示に従ってください。

インフルエンザ以外の感染症

風疹、水疱瘡、麻疹、流行性耳下腺炎…等

※ノロウイルス(感染性胃腸炎)、マイコプラズマ感染症は、医師が感染のおそれがあるといった場合のみ、登校停止になります。

出席停止の解除には、下記の医師が記載する「治癒証明書」が必要となります。
再登校時に下記の証明書を担任まで提出してください。

きりとり線

治癒証明書

____年__組 氏名_____

病名：_____

上記の学校感染症は治癒し____月____日より登校可能と認めます。

(加療期間____月____日 ~ ____月____日)

令和____年__月__日

学 校 長 殿

医療機関名

医師氏名_____ 印